

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和6年9月12日

時 間：午前10時00分

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午前10時00分

出席議員（10名）

議長	堀 本 典 明 君	1番	安 藤 正 純 君
2番	辺 見 珠 美 君	3番	平 山 勉 君
4番	佐 藤 啓 憲 君	5番	渡 辺 正 道 君
6番	高 野 匠 美 君	7番	宇佐神 幸 一 君
8番	高 橋 実 君	9番	渡 辺 三 男 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	山 本 育 男 君
副 町 長	宮 川 大 志 君
副 町 長	竹 原 信 也 君
教 育 長	岩 崎 秀 一 君
総 務 課 長	志 賀 智 秀 君
企 画 課 長	杉 本 良 君
税 務 課 長	大 館 衆 司 君
生活環境課長	猪 獅 力 君
生活環境課主幹	渡 邊 浩 基 君
税務課課長補佐	福 島 好 邦 君
生活環境課佐	猪 獅 勝 美 君
税 務 課 固 定 資 産 係 長	橋 本 壮 史 君
生活環境課主任兼除染対策係長	近 藤 政 宜 君
生活環境課主査	岩 崎 秀 平 君

職務のための出席者

議会事務局長 遠藤博生

議会事務局事務係主任 高橋優斗

説明のため出席した者

＜内閣府＞

内閣府原子力災害現地対策本部副本部長 佐野究一郎君

内閣府原子力災害現地対策本部総括班長 樋本諭君

内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官 内山弘行君

内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官補 渡邊諒君 佐

＜復興庁＞

復興庁移住・再生環境加速班官 金谷雅也君

＜環境省 福島地方環境事務所＞

環境省福島地方環境事務所所長 関谷毅史君

環境省福島地方環境事務所次長 細川真宏君

環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部調整官 西川絢子君

環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長 中村祥君

環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官 丸之内美恵子君

環境省福島地方  
環境事務所環境  
再生・廃棄物  
対策部廃棄物  
対策課課長

香 田 慎 也 君

環境省福島地方  
環境事務所環境  
再生・廃棄物  
対策部廃棄物  
対策課廃棄物  
処理施設設  
運営管理室室長

小 福 田 大 輔 君

環境省福島地方  
環境事務所環境  
再生・廃棄物  
対策部仮置場  
対策課課長

野 口 淳 一 郎 君

環境省福島地方  
環境事務所環境  
再生・廃棄物  
対策部仮置場  
対策課専門官

太 田 純 君

環境省福島地方  
環境事務所中間  
貯蔵部輸送課  
課長

鳥 居 ほのか 君

環境省福島地方  
環境事務所中間  
貯蔵部輸送課  
専門官

矢 吹 清 美 君

環境省福島地方  
環境事務所中間  
貯蔵部輸送課  
専門官

清 野 浩 美 君

環境省福島地方  
環境事務所  
県中・県南支所  
富岡分室支所長

井 原 和 彦 君

環境省福島地方  
環境事務所  
県中・県南支所  
富岡分室支所長  
補佐

飯 田 俊 也 君

環境省福島地方  
環境事務所  
県中・県南支所  
富岡分室専門官

熊 本 洋 治 君

<福島県>

福島県避難地域  
復興課長

渡 邊 昌 明 君

付議事件

1. 除染・解体工事、仮置場及び特定廃棄物埋立処分事業の状況等について
2. 令和7年度町税等の課税方針について

その他

## 開 会 (午前10時00分)

○議長（堀本典明君） ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員です。欠席議員はありません。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、内閣府原子力災害現地対策本部、佐野副本部長をはじめ、環境省福島地方環境事務所、関谷所長及び各担当者の皆さん並びに町長、副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様にはお忙しい中、全員協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、内閣府原子力災害現地対策本部の佐野副本部長、環境省福島地方環境事務所の関谷所長をはじめ、国、県関係機関の皆様にもお忙しい中ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

本日の全員協議会の案件は、環境省から除染・解体工事、仮置場及び特定廃棄物埋立処分事業の状況等についての説明を受けるとともに、町からは令和7年度町税等の課税方針についての1件であります。それぞの案件につきまして、詳しくは担当課長より説明させますが、環境省からの説明案件も含め、本町の復興再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

次に、内閣府の佐野副本部長、環境省の関谷所長からそれぞれご挨拶をいただきたいと思います。

なお、発言はお手元のマイクのボタンを押してからお願いいたします。

初めに、佐野副本部長よりお願いいたします。

佐野副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（佐野究一郎君） 内閣府の原子力災害現地対策本部の佐野と申します。今年の7月5日からこちらに着任をしました。副本部長ということでございます。今後どうぞよろしくお願い申し上げます。

まずは改めまして東日本大震災、それから東京電力福島第一原子力発電所の事故から13年以上経過しておりますけれども、いまだに避難生活が継続し、多大なるご不便をおかけしておりますこと改めておわび申し上げます。国といたしましては、本年2月に認定いたしました富岡町特定帰還居住区域復興再生計画に基づきまして、一日も早い特定帰還居住区域の避難指示解除に向けて町と連携して取り組んでまいりたいと思います。私事になりますけれども、私の母親が福島の原町の出身でございまして、子供の頃よく原町に参っておりました。そういった個人的な強い思いもございまして、この富岡町の復興再生に向けて全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いいただければと思っております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

次に、関谷所長よりお願ひいたします。

関谷所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） 皆さん、おはようございます。環境省福島地方環境事務所長、関谷でございます。震災から、そして原発事故から13年半経過したということでございます。環境省としても皆様方におかけしておりますご不便、ご負担に対しまして改めておわびを申し上げます。また、この間、福島の環境再生、富岡町の環境再生に関しまして環境省の事業の推進に当たりまして、富岡町の皆様方には本当に多くのご協力、ご理解を賜ってきました。この件に関しまして改めて御礼を申し上げます。

その中で、昨年解除された特定復興再生拠点区域に続きまして、今年認定をされた特定帰還居住区域につきましては、報道にもありましたとおり、今月、9月5日から環境省事業による除染、家屋解体工事が着工となりました。私どもとしては、現在、家屋解体の申請の受付や、あるいは除染に関しての同意の取得、そういうことと並行して今回着工させていただいたということで、今後ともこの特定帰還居住区域における除染、家屋解体等につきましては皆様方に少しでも早くお戻りいただける環境を整えるべく、できるだけ迅速かつ丁寧な工事をしっかりと進めたいと思ってございます。

また、今日は併せまして仮置場ですとか、あるいは特定廃棄物埋立処分事業等につきましての状況についてもご報告申し上げますので、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

次に、各自名簿順に所属と名前のみの自己紹介をお願いします。内閣府、復興庁、環境省、福島県の順にお願いいたします。

樋本さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（樋本 諭君） 原子力災害現地対策本部の樋本でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 内山さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（内山弘行君） 内閣府原子力被災者生活支援チームの内山と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 渡邊さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官補佐（渡邊 謙君） 内閣府原子力被災者生活支援チームの渡邊と申します。よろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） 金谷さん。

○復興庁移住・生環加速班参事官（金谷雅也君） 復興庁の金谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 細川さん。

- 環境省福島地方環境事務所次長（細川真宏君） 環境省福島地方環境事務所次長の細川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 議長（堀本典明君） 西川さん。
- 環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部調整官（西川絢子君） 環境省福島地方環境事務所で調整官をしております西川です。よろしくお願ひいたします。
- 議長（堀本典明君） 中村さん。
- 環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 環境省福島地方環境事務所環境再生課長をしております中村でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。
- 議長（堀本典明君） 丸之内さん。
- 環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官（丸之内美恵子君） 環境省福島地方環境事務所環境再生課の丸之内と申します。本日はどうぞよろしくお願ひします。
- 議長（堀本典明君） 香田さん。
- 環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（香田慎也君） 環境省福島地方環境事務所で廃棄物対策課長をしております香田でございます。よろしくお願ひいたします。
- 議長（堀本典明君） 小福田さん。
- 環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（小福田大輔君） 環境省福島地方環境事務所で廃棄物処理施設運営管理室長をしております小福田と申します。よろしくお願ひいたします。
- 議長（堀本典明君） 野口さん。
- 環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（野口淳一郎君） 環境省福島地方環境事務所で仮置場対策課長をしてございます野口と申します。よろしくお願ひいたします。
- 議長（堀本典明君） 太田さん。
- 環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課専門官（太田 勲君） 環境省仮置場対策課の太田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。
- 議長（堀本典明君） 鳥居さん。
- 環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（鳥居ほのか君） 福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課長をしております鳥居と申します。よろしくお願ひいたします。
- 議長（堀本典明君） 矢吹さん。
- 環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課専門官（矢吹清美君） 福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課の矢吹と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 議長（堀本典明君） 清野さん。
- 環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課専門官（清野浩美君） 福島地方環境事務所中間貯蔵

部輸送課の清野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 井原さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長（井原和彦君） 県中・県南支所長の井原でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 飯田さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長補佐（飯田俊也君） 環境省富岡分室の飯田と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 熊本さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室専門官（熊本洋治君） 環境省富岡分室、熊本です。本日はよろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） 渡邊さん。

○福島県避難地域復興課長（渡邊昌明君） 福島県の避難地域復興課長をしております渡邊です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。付議事件1、除染・解体工事、仮置場及び特定廃棄物埋立処分事業の状況等についての説明をお願いします。

なお、説明は着席のままで結構です。

中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ありがとうございました。環境省、中村でございます。お話賜りましたので、恐縮ながら着座にてご説明させていただきます。

除染・解体工事仮置場及び特定廃棄物埋立処分事業の状況等についてということでございまして、お手元の資料1を活用してご説明させていただきます。まず、1枚おめくりいただきますでしょうか。除染・解体工事の状況につきましてまずご説明申し上げます。右肩2ページのところでございます。特定帰還居住区域及び特定復興再生拠点区域の位置図としてお示しさせていただいてございます。現在、特定帰還居住区域の除染、解体準備の事前調査、同意取得、あるいは解体申請を受け付けさせていただきまして、また一部除染作業を着手した次第でございます。

右肩3ページでございます。1枚おめくりいただけますでしょうか。特定帰還居住区域の除染と解体の状況につきご説明申し上げます。特定帰還居住区域の避難指示解除に向けて円滑に除染、解体を進めてまいる次第でございまして、特定帰還居住区域復興再生計画、本年2月16日に総理大臣認定されて以降、関係の皆様と調整させていただきながら、現在、必要な準備、あるいは着手等進めているという状況になってございます。まず解体でございますが、計画認定直後から申請の受付を開始してございまして、関係の皆様へのご案内等、町とご相談しながら周知を図っている次第でございま

す。現在、直近でございますが、9月10日時点で39件正式受付してございまして、25件のそのほかご相談に対応中という状況になってございます。

なお、こちらの数字、特定帰還居住区域におきましては線拠点の外縁の部分が多く含まれておるのですが、この数字自体は線拠点の外縁としての部分を含まない、新たに特定帰還居住区域になった部分の数字としてご認識いただければと思ってございます。

続きまして、除染の同意取得でございます。具体的な数字は後ほどお示し申し上げますが、状況といたしましては、まず関係人の把握、整理をさせていただいた上で、実際に同意をいただくために事前の調査をさせていただく必要がございまして、現在、事前調査を該当の特定帰還居住区域のほぼ全域で実施させていただいている状況になってございまして、そのご案内等を住民の方にお送りさせていただいた上で調査に入らせていただいている状況になってございます。また、実際に同意書案ができたところから順次関係人の皆様に除染にご同意いただけるように同意取得のお願いをさせていただいて、実際同意をいただいているという状況になってございます。

続きまして、それを踏まえての実際の工事の関係でございます。令和6年度富岡町特定帰還居住区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事（その1）、いわゆるその1工事という形で既に契約をしてございまして、工期といたしましては5月31日より今年度末の3月31日まで契約済みでございまして、対象といたしましては、先ほどご説明申し上げました拠点外縁等を含めますが、全体として50件の解体と21ヘクタールの除染を予定してございます。受注者は五洋建設株式会社になります。9月5日に準備工程等ではない実際の除染作業に着手した次第でございます。今般着手ということで、まだ完了面積としてはないところではございますが、施工体制を構築して迅速に除染と解体を工期内で終わるように進めてまいりたいと思ってございます。

また、右肩4ページでございます。特定帰還居住区域における状況といたしましては、現在、先ほど申しましたとおり、解体申請を39件頂戴してございます。既に工事の中では3者立会い等も始めてございまして、また3者立会い、あるいはその後の調査等終われば解体にも具体的に着手していく予定になってございます。

なお、先ほどご説明が漏れてしましましたが、引き続き拠点の外縁につきまして工事をしております拠点のその6工事につきましても並行して引き続き一部作業をしてございます。

除染の状況でございます。除染の対象面積等の表をおつけしてございます。まず、除染対象面積といたしましては、仮置場部分を除いてみると、特定帰還居住区域内におきましておよそ116ヘクタールほどございます。このうち、今ほど申し上げましたが、いわゆる旧拠点外縁に該当しない部分につきましては9月5日に着手したという状況でございまして、迅速に完了するよう、今回の発注分については本件工事において工期内に完了するということで、受注者からそのような回答を得ている状況でございまして、環境省としても施工管理を厳格に行っていきたいと思ってございます。

また、参考までに、先ほど申しましたとおり、特定帰還居住区域においては旧拠点外縁部に該当す

る部分がございまして、こちらにつきましては、いわゆる線量の低減としての除染は既にこれまでの工事の中で行っている部分がおよそ37.3ヘクタールございます。もちろん今後線量の状況等のモニタリング等をさせていただいて、その状況を踏まえてフォローアップ等を行っていくということになろうかと思ってございますが、全体で見るところ、これだけは拠点外縁部として除染を過去に行っていっているという状況でございまして、そういう形で全特定帰還居住区域除染対象面積に関する状況としては今ご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、右肩5ページ、1枚おめくりいただけますでしょうか。特定帰還居住区域内の同意の取得状況でございます。区域内でございますが、8月末時点で現在、旧拠点外縁部を含めて対象425人のうち245名の方の同意をいただいている状況になってございます。こちら多くの方が拠点外縁部と、あるいはその外縁部でない特定帰還居住区域と同様に土地、家屋とお持ちのケースもあって、なかなか両者を分離するのが難しいところもございますので、今一体でお示しさせていただいてございます。また、特定帰還居住区域の外縁でございますが、こちら拠点ではなく特定帰還居住区域そのものにも区域の外縁として、区域の線量低減のために除染あるいは解体等を進めるということを考えてございますが、その対象として現在、約113名の方が該当すると思ってございます。こちら一部は先ほど申し上げました区域内の方と同じ方が重複してしまっているところございますが、その点ご容赦いただければと思ってございます。現時点では、まだ特定帰還居住区域外縁の方という形ではご同意をいただきに行けてございませんが、その点迅速に進めていきたいと考えてございます。

続きまして、右肩6ページになります。拠点の状況につきましても改めて現状をご説明申し上げます。面拠点、点拠点、そして線拠点につきましては既に避難指示解除いただいてございますが、これらにつきましてはおおむね除染を完了してございます。点、線拠点の外縁につきましても除染可能な箇所はおおむね完了してございますが、一部関係人が未同意であったり、あるいは直近で同意に変わったケース、もしくは引き続き解体のご申請をいただくことを想定している中まだご申請いただけていないケースですとか、あるいは県道事業との調整等がある箇所については現在、継続的に調整がつき次第着手をしていると、そういう状況でございますが、全体としてはおおむね完了していると認識してございます。

また、除染が完了した箇所についても引き続きフォローアップ除染を進めていくという点に変わりございません。そのようにきちんと対応していきたいと思ってございます。

続きまして、右肩7ページでございます。特定復興再生拠点内の状況でございます。拠点内につきまして、今般、本年の4月1日で解体申請を締め切らせていただきましたが、その際駆け込みで数十件ほどご申請もいただいてございまして、申請数、現在982件になってございます。これらにつきましても、特定帰還居住区域と併せて迅速に解体もご希望いただいたところについては進めていきたいと考えてございます。

また、拠点区域内の除染でございますが、現在、98%まで進捗してございます。こちら未同意も含

めた面積に対する値として98%という状況になってございまして、そうした意味でその下の同意取得状況でございますが、現在、取得率99%まで来てございまして、残り17名の方にもご同意いただけるように引き続き町とご相談しながら進めてまいりたいと思ってございます。

続きまして、仮置場の状況につきましてもご説明させていただきます。

○議長（堀本典明君） 野口さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（野口淳一郎君） ありがとうございます。それでは、引き続きまして同じ資料の9ページ目、仮置場の状況についてということで私からご説明申し上げます。

まず、この9ページ目の見方でございますけれども、地図上に塗ってございます色と右側の表の仮置場の名称のところに塗ってある色を一致させてございますので、そのように御覧いただければと思います。まず、オレンジ色の部分、松ノ前（拠点）というところでございますけれども、こちら原状回復工事を終了して返地も済んでいるという状況になってございます。

続きまして、黄色の部分、深谷2、3、4というところでございます。こちら遮蔽土を緑色に塗つてある松ノ前（拠点外）及び赤坂1、こちらに集約をしてございましたけれども、こちら作業は終了してございまして、引き続き遮蔽土以外の保管物、シート等、そういったものを搬出しているというところでございます。原状回復に向けては、こういった保管物がなくなり次第、令和7年度以降撤去ですか除染、そういったところの工事を着手していきたいと、そのように思ってございます。

続きまして、緑色の部分、松ノ前（拠点外）、赤坂1というところでございます。こちら緑色の場所は遮蔽土等を保管していると、そういった場所でございますけれども、この中で今後原状回復をするに当たって客土として使用したいと思っている遮蔽土などを確保した上で、それ以外についてニーズのあるようなものは引き続き搬出をしていると、そういった状況でございます。一部こういった形で遮蔽土等搬出をしていると、そういった進捗がありますので、今後、この場所の活用方法をよく精査しながら、可能な限り早く返地に向けた検討をしていきたいと思ってございます。

最後、赤色の部分でございますけれども、まず深谷国有林、こちらでは除去土壌ですか解体廃棄物を保管中でございます。また、赤坂2や深谷1、こちら解体廃棄物等を保管中でございまして、除去土壌について深谷国有に入り切らない場合はこちらに保管するかもしれないと、そのように思ってございます。

また、この赤坂2、深谷1につきましても緑色の部分と同じようなところあるのですが、運用状況を考慮しつつ、可能な限り早期の返地に向けて検討していると、そのような状況でございます。

仮置場については以上になります。

○議長（堀本典明君） 小福田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（小福田大輔君） それでは、引き続きまして私から特定廃棄物関係の事業についてご説明させてい

ただきます。

おめくりいただきまして11ページを御覧ください。まずは埋立処分の実績についてでございます。これまでのご報告させていただきましており、特定廃棄物の埋立て自体は昨年10月末で終了したところでございまして、残りの4年間、具体的には令和9年10月末までは8町村の生活ごみを埋立て処分するような計画でしているところでございます。表の中に実績を書かせていただいてございまして、今年度に入ってからは実績の袋総数として4月から8月までの5か月で105袋の埋立てを実施したところでございます。月の平均を申し上げますと、大体20袋程度というところの実績になっているところでございます。右下に実際の埋立て処分場内の写真をつけさせていただいているところでございまして、空き容量的には十分ございまして、残りの4年間、令和9年10月末までの間も十分に埋立ては実施できるというような計画で考えているところでございます。

その次、12ページ、環境モニタリングの結果についてでございます。引き続き環境モニタリングについても継続して実施しているところでございまして、今のところ特段の異常等は見られていないというようなところでございます。

その次、おめくりいただきまして、既存の廃棄物仮置場の早期解消に向けた取組についてところでございます。こちらこの場で初めてご説明させていただく内容でございます。14ページを御覧ください。まず、中間貯蔵施設区域内における特定廃棄物選別場の設置と書いてございますけれども、そもそもその目的といたしまして、現状特定復興拠点の避難指示が解除されて、今特定帰還居住区域の除染であるとか家屋解体というのが本格化してきているというようなところでございますけれども、その一方で廃棄物の仮置場というのがずっとある状態ですと帰還であるとか復興の妨げになるというところでございますので、廃棄物仮置場というのが支障にならないようにしていく必要があるかなと考えているところでございます。このため、中間貯蔵施設の区域の中に新たに特定廃棄物の選別場というのを設置する計画で今造成等を行っているところでございまして、この目的といたしましては、各町で発生する要は家屋解体等の廃棄物の一部を選別場に集約することによって既存の廃棄物仮置場の早期解消を目的としているものでございます。現状ですけれども、造成工事を順次実施しているところでございまして、一部区画については今年度に供用を開始する予定でございます。当然のことながら、今後特定帰還居住区域の除染、解体等が進んでいるところでございますので、今後の見通しを踏まえて追加造成等についても考えているところでございます。下のところに簡単なフローをお示しさせていただいているところでございますけれども、これまで富岡町内の仮置場を経ていたものが直接中間貯蔵区域内の選別場というところを経由することになるかというようなところでございます。これも例えば可燃物であれば仮設焼却施設、昔は富岡町内でも富岡駅の東側のところに仮設焼却施設ございましたけれども、今浪江町に持つていているところでございまして、今後は例えば一回中間貯蔵施設区域内に持つていて、仮設焼却施設等と書いておりますけれども、今後、浪江町の仮設焼却炉も今年度いっぱいの計画でございますので、仮設焼却施設も大熊町であるとか、あとは双葉

町の焼却施設を使うというような方針で考えているところでございます。

次、おめくりいただきまして15ページを御覧ください。それでは、具体的に何をしたいかというところ15ページでは書いているところでございまして、特定廃棄物選別場への移行を見据えた廃石膏ボードの広域処理というところを新たに考えているところでございます。先ほど申し上げましたとおり、中間貯蔵施設区域内に選別場を造成した後はその仮置場から選別場に順次移行していくような計画で考えているところではあるのですけれども、選別場の面積がもちろん無限にあるような状況でもございませんので、このため廃棄物の各町の仮置場における保管量を可能な限り減らしていくことが非常に重要になっているというところでございまして、そうすることによって選別場の逼迫を防ぐこと、富岡町内の既存の仮置場の早期解消にもつながるのではないかと考えているところでございます。その中で、具体的に課題となっているものが石膏ボードでございます。家屋解体で発生するものの中で、ほかにもコンクリートがらとか木くずとかたくさん出るのですけれども、やはり、なかなかはけるスピードが遅い、滞留しているのが石膏ボードというところでございまして、これをどうするかというところが課題になっているというところでございます。これまで富岡町内の家屋解体で発生した石膏ボードにつきましては国有林の仮置場に設置した施設において破碎とか選別を行った上でリサイクルを町外に出していたというようなところでございました。これについては引き続き今年度も破碎や選別を実施中でございまして、今年度は1,000トンの破碎、選別の実施を予定をしているところでございます。町内の仮置場の石膏ボード保管量というのは、順調に破碎とか選別、リサイクル進んでいる状況でございまして、施設に若干の余力があるような状況になっているのが現状でございます。このような状況を踏まえまして、今年の秋以降をめどに、今国有林の仮置場に設置している施設を活用いたしまして、大熊町内で保管中の廃石膏ボード、熊川地区というところに仮置場設置してございます。そちらに保管している石膏ボードの破碎、選別作業をこちらの富岡町の国有林に持ってきて、仮置場へ持ってきて破碎作業を実施したいなと考えているところでございます。この処理期間でございますけれども、選別場で全面供用するまでの間と考えているところでございまして、今年度大熊町から持ってくるような量は約250トンを想定しているところでございます。

その次、16ページを御覧ください。やっぱり隣の大熊町から持ってくるということもございますので、線量とか放射能濃度がどうなっているかというところでございますけれども、基本的に石膏ボードは屋内に存在しているものでございますので、放射能による汚染の程度というのはかなり低いなと考えているところでございまして、実際具体的な数字を下の表に富岡町のデータと大熊町のデータをそれぞれ示させていただいてございまして、大熊町だからといってそれほど大きな差はないかなと考えているところでございます。大熊町内の仮置場で保管されている石膏ボードのうち、200ベクレル／キログラム以下の要するに低いものに限定して、フレコンで持ってきて富岡町の深谷国有林の仮置場に搬入いたしまして破碎、選別を行いたいなと考えているところでございます。当然のことながら、施設内外の線量率というのはしっかりと測っていきたいと考えているところでございまして、しっか

りと周辺環境への影響はないことは確認してまいりたいなと考えているところでございます。破碎、選別を行った、石膏の粉になるのですけれども、こちらにつきましても、順次町外のリサイクル施設に搬出予定ということでございまして、深谷国有林の仮置場に残るということはございません。

その次、17ページでございます。運搬方法でございます。先ほど少し申し上げましたとおり、右側の地図でございますけれども、大熊町の熊川地区に仮置場がございます。そこから右側のルート、一旦国道6号へ出まして、基本的には輸送のルートと同じだと認識してございますけれども、右側に書いてあるルートを通って運搬するということを考えているところでございます。数量については、先ほど申し上げましたとおり250トン程度、袋にいたしますと800袋程度を想定しております、運搬台数で申し上げますと延べ9台程度を想定しているところでございます。運搬中の安全対策といたしまして、右下に書いてあるような赤いフロントマスクをつけた車両を使用することを考えておりまして、当然のことながら一般的な交通ルールでありますとか一般車両優先という安全対策は引き続き徹底してまいりたいと考えているところでございます。

もう一つ、搬出元の大熊町の仮置場からの発車のときに、やっぱりこちらに汚染物質を広げないというような観点でタイヤのスクリーニングというのをしっかりと仮置場から出るときに行って、汚染の拡散を防止したいなと考えているところでございます。

また、シートかけであるとか、運搬経路等によって飛散、漏出防止というのはしっかりとやってまいりたいと考えているところでございます。

以上が石膏ボード関係のこととございまして、最後リプルンふくしまについてでございます。一番最後、19ページを御覧ください。引き続きリプルンふくしまについて運営を継続しているところでございまして、おかげさまで今年度から開館6周年というところになったところでございます。直近で開催したイベントを記載させていただいているところでございます。今後の直近のイベントで申し上げますと、ちょうど今週末にふたばワールド開催されるところでございますが、そちらにも展示を行うというようなところで予定しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

5番議員。

○5番（渡辺正道君） 環境省をはじめ、内閣府の方々にする質問は、改めてその他ということで設けられるのでしょうか。それとも、これでおしまいになってしまうのでしょうか。

○議長（堀本典明君） 予定的には、この付議事件の内容の質問で、その他は特に設けておりませんが、何かその他質問したいものがあるということですか。

○5番（渡辺正道君） はい、あります。もし設けないのであれば、この資料の中と関係して一遍に質問したいのですが。

○議長（堀本典明君） 付議事件が除染・解体工事、仮置場及び特定廃棄物埋立処分事業の状況等に

ついてということありますので、その他ということはないのですが。

〔「関連していればいいんじゃないの」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 関連項目であれば問題ないと思うのですが、特に関連ないところでご質問されたいということですか。

○5番（渡辺正道君） はい。

〔「これに関連していればいいんじゃないの」と言う人あり〕

○5番（渡辺正道君） 関連は若干していないのですけれども。ただ、国の考え方であるとか、東京電力に対するスタンスであるとか言っておきたいといいますか、お願いしたいことがあるので、最後にというか、その他で時間を設けていただけるなら改めてそちらで質問させていただきたいなど。ただ、議長の判断で結構ですが。今回あくまでも付議事件だけに徹底するのであれば。取りあえず付議事件だけの件で、今の件で質問したいこと1点あります。

○議長（堀本典明君） 分かりました。副議長と相談して、その他を設けられるかどうか、設ければと思います。

○5番（渡辺正道君） よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） まずはこの件についてご質問お願いします。

○5番（渡辺正道君） 付議事件に関して質問させていただきます。

順不同になりますが、今の説明で16ページの石膏の件に関して、町外のリサイクル施設に搬出予定とありますが、この町外という概念をきちんと説明していただきたいのと、そのリサイクルに関して除染土の使用であるとか再使用であるとか、いろいろな国民といいますか、町民はまだ理解はされていないと思うのですが、それと同じくくりでこの石膏ボードをリサイクルしようとしているのか、その辺私の理解不足で申し訳ないのですが、説明をひとつよろしくお願いします。

あと、簡単に言います。環境省の考える着手と着工日の違いというものをまず1つ説明していただきたい。やっと特定帰還居住区域、富岡町の計画が2月に認定されて、これから着手なのか、この3ページに書いてあるのですが、初めてその着手ということを記載されています。ただ、昨日、環境省のホームページに除染情報サイトというものがあります。その中に記載されている資料の中に、これ他町の話を引き合いに出してはちょっとあれなのですが、浪江町は今回の計画が令和6年1月16日に認定されて、区域面積が710ヘクタール、それで着手は今年の6月にされているわけです。富岡町に関しては、区域面積は220ヘクタール、認定日は2月です。1か月遅れていますが、着手日は未定となっています。ですから、これはあくまでもホームページの資料なのですが、実際今回資料の3ページにある除染着手が9月ということになっているようであれば、それをもって着手と言うのか言わないのか。着手という概念で言うのであれば、外縁まで含めて既にやっていますよというのであればそれで理解しますが、本町においてこれだけ認定日から着手までに日数を要した要因といいますか、その辺をきちんと説明していただけとありがたいです。これは環境省に限らず町の体制もそ

うだと思うのですが、私が間違った資料に基づいて質問しているのであればそれはこの場で頭を下げますが、既に浪江町は認定日からもう速攻で6月20日に着工していると。一方、富岡町は1か月遅れの2月16日に今回の区域を認定され、除染の着工日までこれだけの日数を要して、もし9月という概念であれば7か月近くかかっているわけですが、そもそも時間を要した要因とか原因について納得のいく説明をお願いしたいです。長くなつてすみません。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 香田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（香田慎也君） 環境省福島地方環境事務所廃棄物対策課長の香田でございます。ご質問ありがとうございます。私からは、冒頭1点目でご質問いただきました石膏ボードの件に関して補足説明といいますか、ご回答させていただければと思います。

お尋ねは、16ページ目の町外、あるいはリサイクルとは何だというようなお尋ねでございましたけれども、我々ども富岡町で従来破碎、選別してきた石膏、そしてそれで生じた石膏の粉に関しては、セメント材料としてセメントの製造会社にお渡しをして、結果的にそれはセメントになっているというのが実際のところでございます。ですので、リサイクル施設といいますか、リサイクルの方法は何かというところであれば、セメントの材料になっている、セメントに結果的になっているということでございまして、我々ども放射性物質が付着している廃棄物を取り扱う者の責任として、その出来上がったセメント材のような再生品に関しても放射能濃度ですとか線量ですとか、そういったところの報告を受けて、問題ないものが製造されているというところを確認しているというところでございます。

町外とは何かというのは、そのセメント製造の業者が持っているプラントのところに持つていかれているわけでございますけれども、直近、今年度持ち出そうと思っているのは岩手県にあるプラントでございます。

○議長（堀本典明君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。前段の着工の関係のところについて私からご説明させていただきます。

まず、表現として着工と着手、少し搖らぎがあって申し訳ございません。除染情報サイトにおいて公表している浪江町のケースでいう6月20日着工となっているのと本件でご説明申し上げている着手が9月5日であるというのは同様の部分になってございまして、実際の工事そのものはいわゆる除染作業に入る前の段階で例えば金属で建屋を敷設するとか、そういった準備作業等はありますが、実際に除染の関係の行為を始めるタイミングをもって本件着手とさせていただいている次第でございまして、浪江町で言っている6月20日と本件でご相談申し上げている9月5日とは同じところになっております。

その上で、日にちの関係についてご指摘いただきました。浪江町で1月16日に認定されてから、実

際にはその後、工事をするためにはまず発注手続をかけさせていただいて、受注者が決まり次第、その後受注者において適切に施工体制を構築して、工事の施工体制が整う、また同時並行で除染に関しましては同意を取得した上で、その同意が取得されている状況をもって具体的に作業ができるタイミングになつたら開始するような仕組みになってございまして、それは浪江町でも富岡町でも同様となってございます。工事の発注につきましては、まさに浪江町は1月16日に計画認定、富岡町は2月16日に計画認定となってございまして、いずれもほぼ全く同じスケジュールで、計画認定後迅速に入札公告をかけさせていただいてございます。そうした意味で、もちろん例えば1か月ずれた結果として入札手続に3か月ほどかかったりするところもあって、その後ゴールデンウイークを挟んでいるか挟んでいないかみたいなところはございますが、実際に契約しているタイミングとしては浪江町と富岡町でその辺りまでについてはおおむねほぼ同じようなスケジュール感で進んでいる次第でございます。ゴールデンウイークなど挟んだりしておりますので、その分少しずれはございます。そうした中で、6月20日に浪江町に関しては着工できたところでございましたが、富岡町の場合に関しては受注者の施工体制の構築に少し時間がかかったというところ、またその後お盆とゴールデンウイークを挟んだという結果として9月5日の着工となってしまったという状況でございますので、半年ということではございますが、実際には入札手続、それから契約、その後の施工体制構築を経て現在に至ってございまして、施工体制をまさに構築されて、もともとの当初発注数量についてきちんと工期内で完成させるという点受注者にも確認しておりますので、ぜひ環境省としては発注者としてきちんと施工管理して、全体のスケジュールが遅れることないように努めていきたいと考えてございます。

○議長（堀本典明君） 5番議員。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございました。石膏ボードのリサイクルの件に関しては私も不勉強なところがって、これは以前説明を受けたような気がするので、失念していました。ただ、こういうことはあまり、恐らくマスコミも同席していると思うのであれなのでしょうが、私の頭の中では飯館村の話で除染土の再利用とか、新宿区に持っていくあるとか県外搬出という同じくくりでいたものですから、ただもう既にそういう形で製品化されて、当然健康被害等のないというきっちとしたエビデンスを持った上で製品化されているのでしょうか、まだまだ外部に対する周知であるとか理解というものは、どちらかというと表に出してほしくないことなのかもしれません、足りていないのかなというような感じがしました。

あと、2つ目の着工日に関しては、何となく私何か納得させられたのかななんて。要は長い説明の中でゴールデンウイークやお盆が入ったとか、あと受注者の体制が悪いであるとか、しかし一方は早くそういう体制ができていると。それで、着工に向かって、もともとの原点の帰郷したい、早く戻りたいという人たちのその気持ちを酌んだらやはり関係機関はその辺りもうちょっとスピード感といいますか、きっちとした体制を持って臨んでいただきたいなと思うのですが、結局のところ仕方なかつたのですということなのかもしれません、何かいまいち。仮定の話をしてはいけないのかもしれません

いが、もう既に、他町の話を何度も出しているように、浪江町がこういう形で認定日から着工までがきちっと早くできている現状を捉えると、もしかすると町サイドで、いい意味でのフライングなのか、もう早く一日でも解除してあげたいので、その辺の下準備というものをきちつとしていたのか、それ……そういうわけではなかった。関谷さんが首振っているので、なかったの。いや、私勝手に思つたりもしたのですが。そういうもし体制ができているのであればそれはいい意味でのフライングなのかなと思つたりもしたものですから意見したまでですが、今後なるべくなら避難町民の意を酌んでいただいて、事業の執行にはそれこそ早急な対応、一日でも早い解除を目指していただきたいなと。あとは、工期が決まっているわけですから、それまでこういう形で本当に終了するのか不安なところがありますが、よろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりで、いずれにしてもとにかくご地元の方に一日でも早く帰還いただけるように迅速に除染、あるいは解体を進めていくべきという点はおっしゃるとおりかと思ってございまして、我々としても工事をきちんと施工管理して迅速に除染や解体が進むように今後とも努めていきたいと考えてございまして、全体のスケジュールが遅れたりということがないように努めていきたいと考えてございます。

○議長（堀本典明君） 先ほどリサイクルの件ちょっと周知が足りないのではないかというようなお話をあったのですが、その辺りご答弁はありますか。

香田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（香田慎也君） ご指導ありがとうございます。再利用をしているという点に関して、除去土壌に加えて我々どもこういった石膏ボードをはじめとするコンクリートとか瓦礫類等々、再生可能な品目に関しては、処分場にも限りがありますので、可能な限り埋立て処分を減らすという観点から再生利用をこれまでも継続して実施してきたところでございますけれども、今ほどいただきました周知ですとか、こういった取組もしているというところに関して努力が足りていないのではないかというようなご指摘もございましたので、我々ども引き続きできることをやっていく、考えていくということに尽きるのかなと思ってございます。ご指導ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） よろしいですか。

そのほか質問ございますか。

4番議員。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。15ページの資料の中で、町内で破碎、選別されるとということで、この写真等を見るとかなり細かくなっているのかなというところが感じられます。これ処分の際に例えば粉じんだとか、あとは大気にそういう粉が舞ったりとかそういった、その設備の問

題なのですが、もし出るのであればそのダストの処理をするとか、そういったところをお聞きしたいのですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） 香田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（香田慎也君） ご質問ありがとうございます。どういった場所で破碎、選別をしているのかというようなお尋ねと理解いたしました。深谷国有林仮置場には、先生方もご承知のとおり、幾つかテントが建っていましたとか建物が建っていましたとかしているところでございますけれども、この石膏ボードの破碎に関してはそうした建屋の中に破碎機を設置をして実施をしているというところでございます。したがいまして、何か屋外で石膏ボードの破碎をやって粉じんがその場にばんばん舞うということでは全くなくて、その建屋の中で専用の破碎機を設置して、石膏を入れて、こうした粉が出来上がるということございます。ですので、そこで発生する粉じんといいますか、ダスト類に関しても当然その建屋の中で回収をしておりまし、外に出るということはない、そういった場所で作業を実施しているところでございます。

○議長（堀本典明君） よろしいですね。

そのほかございますか。

8番議員。

○8番（高橋 実君） 確認のため、15、16、17ページの石膏ボードの件。これ報告だけでいいのか。議会にこの内容で大熊町のやつ深谷国有林で処理させてくださいって了解もらいに来ているのか、これをはっきりしてもらいたいのと、あと除染、解体に伴ってのやつなのだけれども、これ工事請負業者が竣工検査受けければ事後測定入るわな。そしたら、今までこういうパターンなかったと思うのだけど、5年度なら5年度、6年度なら6年度、今富岡町の場合はその6工事と5日にして、今ここ出でいる五洋のその1か、事後測定の数値を提示して。大体同じところだから、A社でやって同じ状態で幾ら下がったのか、B社でやって幾ら下がったのかの比較もできるのだ。多分環境省はやっていると思うから、事務測定というのは。だから、この年に複数の現場があったとしても、5年前まで遡ってとは言わないから、二、三年前まで遡ったやつ、すぐに出せるやつがそろっているのだったら議会に提出してもらいたいというお願ひというか、質問。2点。

○議長（堀本典明君） 香田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（香田慎也君） ご質問ありがとうございます。1点目のご指摘に関して、我々どもこの石膏ボードの件に関しては今後実施させていただきたいという形のスタンスでございまして、この場でお認めいただけるようであれば作業に取りかかりたいと、そういったような考え方でございます。

○議長（堀本典明君） 中村さん、どうぞ。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありが

とうございます。ご指摘の趣旨は、いわゆる事後のモニタリングの結果について工事ごとに提示をするべきというようなお話だったかと思ってございまして、モニタリングのデータは場合によっては別の会社が取ったりしているところもありますので、データをどういう形でお示しすればいいかというところを内部でも検討した上で、改めてお出しできるデータは今後お示しするということで考えたいと思ってございます。

○議長（堀本典明君） 8番議員。

○8番（高橋 実君） それでは、石膏ボードをます。

これ16ページに石膏ボードの放射能濃度がでているのだけれども、富岡町と大熊町比較すると最小値が大熊町のやつが倍ぐらい。36で。富岡町は18。そのほか最大値、平均値は富岡町が高いのな、大熊町より。だから、飛散防止とかそういうものを運搬も施工する工場もしっかりしているのだったらば私はいいと思う。ただし、17ページの輸送経路、積んでわざわざ6号線走っていくことないだろうと思う。道路事情が浜街道のほうが危険だということで6号線を設定しているのならいいのだけど。そこら辺ももう一回見直しできるのであればしてもらいたい。それに伴って県、町のインフラ整備の発注がでていますので、それも併せてよく考えて路線を決めてくださいということ。

それと、これ写真は4トンダンプだと思うのだけれども、4トンは4トンしか積めないからね。何を言いたいかというと、交通量の削減を考えれば大型だよということ。

あと、事後測定のやつは、極力出してもらえば私たちも、ああ、この会社でやったところは幾らだ、この会社は幾らだ、何で低いのだろう、高いのだろうというジャッジできる。そうすると安心もしてもらいたい。またいろんな場面で環境省、国からお願い事があつても。そこら辺も考えて、現状に合った考え方を成り立つようにしてもらいたい。

以上です。

○議長（堀本典明君） 香田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（香田慎也君） ご指導ありがとうございます。輸送ルートに関しては、我なども今回この17ページで、いわゆる反時計回りのルートでお示しといいますか、お諮りをしているところでございますけれども、こちらのルートでなければならないと思っているわけではありませんで、今議員からご指摘いただいたようなルートのほうがよろしいということであればそちらに柔軟に対応するということで考えているところでございます。

また、車両については、今回町、議会でお認めいただいた暁に受注者とどういった車両で運搬するのかというところを具体的に詰めていきたいと思ってございますので、現状4トンでやらなければいけないとか、やるつもりだと、そういうつもりで資料をお示ししているものではございませんでした。失礼いたしました。

○議長（堀本典明君） 中村さん、どうぞ。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 事後測定の件でございます。ご指摘を承りましたので、データを整理して、どのような形でお示しできるか改めてご相談したいと思ってございます。

○議長（堀本典明君） よろしいですか。

そのほかございますか。

7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） 6ページ。1点だけお願いがあるのですが、点の3つ目、一番最後、完了後のフォローアップなのですが、前もお話ししたようにあの地域は森林が多くて、また住んでいるところも山が近いということがあるので、フォローアップの仕方についても、今年みたいな気候で雨が多いと、それは必ず水路等細かいところに落ちますので、環境省が思ったよりもある程度広い範囲でフォローアップというのを調査をお願いしたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ありがとうございます。すみません、どういう範囲かみたいなことはなかなか今は答えることができないのですが、当然地域の状況ですか、例えば森林が多い、あるいは水路とつながっているというか、そういった全体の状況見ながら個々の場所でフォローアップ除染をしていくようになりますので、線量が高いところがあればきちんとそこの線量が低減できるように全体的に状況を踏まえて対応していくということかと思ってございます。そういう意味で、フォローアップ除染で必要なところがあればそこはきちんとやっていくということかと思ってございます。

○議長（堀本典明君） ほかにございませんか。

9番議員。

○9番（渡辺三男君） 石膏ボードのリサイクル、議論になりましたが、やっぱり大熊町のものを持ち込んでくるというのが一番の論点かと思っていますので、やはり仮置場の手狭な状態で、大熊町に今仮置場を造成中だということで、そういう部分でやっぱり持ち込んできて処理したいというものもあるうと思いますので、そういうことであれば線量管理をしっかりとしていただいて、ちょっとでも今年度250トンを処理するということで、また大熊町に仮置場を造成すれば富岡町のものも大熊町の中間貯蔵施設にじゅんじゅん入っていけるようになるのかなと思うのです。そういうことで、仮置場の早期復旧ということであれば当然必要なことだと思うので。ただ、そこに1つだけお願いしておくのは、やっぱり線量をしっかりと調査しながらやっていただきたいと。今8番議員からも出ましたが、交通の面とか線量の面とかいろいろ、6号線を走ったほうがいいのか、浜街道とか、6号線以外の部分を走ったほうがいいのか、いろんな論点はあろうかと思うのですけれども、6号線に出る時点で多分線量調査をきちんとやって6号線に出て解除区域に出てくるということで考えていると思うのです。これ浜街道の中を走ってくるとなると、境川までは富岡町解除していますので、境川から先、大

熊町は帰還困難区域ですので、道路も、そうすると線量を調査する場所もあの辺にきちっと設けてやってもらえば当然中を走ってくるのもいいとは考えるのですが、今までの運搬を見ますと、大熊町から富岡町に入ってくる部分は今まで一切ありませんでしたよね。富岡町の中間貯蔵施設から、仮置場から大熊町にじゅんじゅん浜街道を通って持ち込んでいましたよね。だから、線量を測る必要なかつたとは思うのですが、そういうケースが生まれるとすればきちっとあの辺に線量を調査する場所を設置して入ってきていただきたいと、その辺はお願いしておきます。

あと、帰還困難区域、夜の森地区と小良ヶ浜、深谷で、やっぱり線量が全然違うのです。その辺で、除染、解体やったら事後モニタリングをしっかりしていただいて、高いところはフォローアップって環境省は簡単に言いますけれども、私が考えているのは、フォローアップというのはほんの一部、雨樋の下とか、50センチ四方とか1メートル四方、そういう部分がフォローアップという名称でやるのだと思うのです。敷地全体が高いからもう一回全体やろうというのは、私はフォローアップではないと思うのです。やっぱりそれは本格除染、解体のときにしっかり2回でも3回でもやって下げていただかないとなかなか下がらないのかなと思うので、その辺をしっかり今後やっていただきたい。お願いしておきます。

○議長（堀本典明君） 香田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（香田慎也君） ご指導ありがとうございます。1点目でご指導いただきました線量管理、大きく、持ってくる物に関してもそうでしょうし、車両に関してもそうでしょうし、2つのご指摘かなと受け止めております。物に関しては、資料16ページ目でもお示しをしておりますとおり、富岡町で保管中の平均値以下といいますか、それに倣うものを持ち込むということはこの場でお約束をさせていただくということでございます。

2つ目の車両に関してですけれども、おっしゃるとおり、いわゆる時計回りで帰ってくるようなルート、すなわち大熊町から浜街道を使って富岡町に帰ってくるようなルートですと途中に帰還困難区域の道路を通ってくるというのは事実でございまして、そのルートを採用する場合はどこかでもう一回車両のタイヤの測定といいますか、確認が必要だというのは重々理解しているところでございます。それが町境の辺りでやるのか、あるいはもう引っ張ってこないというような、それは安心論かもしれませんけれども、仮置場に入るときに確認するのかとか、いろんなやり方があろうかと思いますけれども、そういうったところも詰めた上で、どちらのルートが適しているのかというのは改めて考えたいと思います。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。そういう意味で、フォローアップ除染という表現がよいかということはございまして、おっしゃるとおり、当然に特定帰還居住区域にこれから除染していくに際してはまず最初に行う除染でできる限り線量低減を図っていくところだと思ってございまして、除染前や除染後のモ

ニタリング等を通じてまずはしっかりと線量低減を図っていくと、その上で事後のモニタリングも実施させていただいて、そうした中でさらに比較的線量が高いところ見つかればきちんとフォローアップ除染という形で対応するということかと思ってございますので、まずはできる限り線量を下げるというのはご指摘のとおりかと思ってございますので、そのようにきちんと対応していきたいと思っております。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

1番議員。

○1番（安藤正純君） 先ほど8番議員からの報告に来たのか、議会の理解をもらいに来たのかという質問の中で、議会の理解をもらいに来たということなので、今の説明を聞いて私は理解しました。ただ、説明の中でもっと工夫してもらいたいなというところがありますので。16ページの丸の2番目、このうち、200ベクレルかな、キロ当たり。の石膏ボードに限定と。キロ当たり200ベクレルとここに出てるので、例えば汚染土を再生土として利用する場合、例えば8,000ベクレル以下とかいろんな数字が出てきます。そういうものを引き合いに出して、例えばよそで今試験的に農地等で土の場合はこういう濃度で試験をやっていますとか、この200というのはそういったものと比較してもかなり低いということを印象づけるような説明があつてもいいのかなと思うのです。ただ単に200ベクレルだからとか、一回持ってきてまた持ち帰るからとかということの前に、その安全なレベルというものを理解してもらうことが先決かなと思うので。200だったら全然問題ないし、最大値の570でも私は全然問題ないかなとは思いますけれども、200以下だということであればさらにクリアランスレベルということで安心できますので、それは全然了解しますから、もう少し工夫してください。

○議長（堀本典明君） 香田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（香田慎也君） ご指導ありがとうございます。我々どのもの説明が足りていない、より工夫の余地があるというところで肝に銘じたいと思います。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） ないようですので、この石膏ボードの広域処理の件は特に反対意見もなかつたのですが、各議員からルートの選定であるとか放射線の測定、しっかりと管理しなさいというようなご意見がありました。あと町や県の工事との絡みとかもありますので、その辺りしっかりと町と県と相談しながらルートなどを決めていただいて、安全な作業をよろしくお願ひしておきます。

ここで、本来であれば付議事件1の中でその他を設けておりませんでしたが、先ほど5番議員からのお話があつて、それは最終的には避難指示解除に大きな問題となる部分であろうかと感じました。そこで、現地対策副本部長の佐野副本部長もいらっしゃっているので、その他として質問を受けます。

5番議員。

○5番（渡辺正道君） 時間を取っていただき、ありがとうございます。私が確認しておきたかったこと、考えをただしたいといいますか、伺っておきたいことが、若干所管外なのかなと思ってもいたりしたのですが、佐野副本部長の上部団体は原子力対策本部と認識しておりますのであえて申し上げさせていただきたいのですが、個々の感情はあるでしょうが、今回のデブリの取り出しに係る東京電力の人為的ミス、ヒューマンエラーであったり処理水において作業員が被水してしまったであるとか、多くのミスやトラブルの報告を受けます。その中で、国や環境省はどういう考え方でどういう対応をしてきたのか、今後どのようにしていくつもりなのか。一昨日も東京電力がこちらの席にいらして原子力発電所等に関する特別委員会というものを開催して、その上で、私はその考え方をただしたところですが、トラブルがあるたびに答えは同じで、問題が減っていっているようにはとても認識できない状況に個人的にあります。廃炉作業の中での一つのトラブル、ミスなのかもしれません、しかし同じような話をさせていただきましたが、パリオリンピックが開催されて日本国民が拳を握り締めて、日本国というものの強さといいますか、国威というものを改めて認識させてもらったときに、この廃炉という中でのトラブルというものはいろいろな社会的影響というのがあると思うのです。その中で、環境省もいらっしゃるでしょうから、原子力規制委員会としてはどういう立場で今まで物を言ってきたのか。答えられないとは思いますが。私たちが耳にしたり目にするのは新聞やテレビの報道だけなのです。その中で口頭で注意しました、要望しました、きつくしておきましたということだけで、その辺、実際東京電力はどのように感じているのか、私は本当に疑問に思うところがあるのです。ですから、知る範囲でといいますか、佐野副本部長が答えられる範囲でも結構ですから、今まで国はどういう対応をしてきたのか。

あとは、今後この話というものは富岡町の中でそういう話がありましたということで本部でよく、今後も東京電力に対するその在り方であるとか対応を再検討していかないと同じようなトラブルが起こる。現場任せにしないで、東京電力の大株主は国ですから、実際その廃炉、後ろは決まっていますけれども、本当に、絶対変更はしないのでしょうかけれども、実際期限内にとても終わるとは思えませんので、その辺今後よろしくお願ひしますということを、東京電力に対する考え方を、できればそれだけでも聞かせていただきたいです。若干所管外なのは承知しております。議長に配慮をいただきましてちょっと質問の時間を取らせていただきましたが、よろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） 佐野副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（佐野究一郎君） ご指摘ありがとうございます。まさに東京電力のガバナンス大丈夫かというご指摘と受け止めまして、しっかりと受け止めたいと思います。正直私の所管外のところも多々ございますけれども、東京電力のトラブルにつきましては特に経済産業省等が中心になってその都度指導してきたところでございます。今回の取り出し作業の中止につきましても、9月4日に東京電力から経済産業省に要因と今後必要な対策について報告があったということでありまして、経済産業省から報告内容に基づいて準備作業も含めて工程管理、確認をしっかりと

行うように強く求めたと聞いております。今回の取り出し作業の中止につきましては、ある種単純なミスではありますけれども、まさに一事が万事ということありますし、今後の廃炉に向けて大丈夫かというご懸念はよくご理解できるところでございまして、大臣からも東京電力に対してしっかりと指導したところであります。今後、特に廃炉の根幹となる最も難しい作業段階へ移行していくということがございまして、政府としては東京電力には今回の試験的取り出し作業の完了に向けて引き続き高い緊張感を持って対応するように求めているところでございます。

○議長（堀本典明君） 5番議員。

○5番（渡辺正道君） 若干所管外というのは重々承知しております。私たちもお話をさせていただく機会がなかったものですから、環境省も恐らく除染、解体に限らず、さっきも言いましたが、外局のはずですから、規制委員会も、その辺経産省は資源エネルギー庁、いろいろ組織の横のつながりといいますか、縦社会でしょうが、その中でこういうことを憂いでいるというような話はぜひとも今後機会を捉えてお話しして、共通認識の下、廃炉作業がうまく順調にいくようにご配慮、ご協力をお願いしておきます。ありがとうございました。

○議長（堀本典明君） これ先ほども申し上げましたが、最終的には避難指示解除の議論をするときに重要な案件になってきますので、副本部長、その辺りをお考えに入れながら調整お願いいたします。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） ないようですので、以上をもって質疑を終了いたします。

付議事件1、除染・解体工事、仮置場及び特定廃棄物埋立処分事業の状況等についてを終わります。ここで、説明者の入替えのため10分間、11時25分まで休議いたします。

休 議 (午前11時16分)

---

再 開 (午前11時26分)

○議長（堀本典明君） それでは、再開いたします。

次に、付議事件2、令和7年度町税等の課税方針についての説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（大館衆司君） それでは、付議事件の2の令和7年度町税等の課税方針についてご説明をいたします。

本件につきましては、令和5年の4月1日に避難指示が解除された区域の固定資産税が令和6年度の全額課税免除から令和7年度は2分の1の減額課税に変更になる点等を主な変更点とする令和7年度の課税方針をご説明をするものでございます。

内容につきましては、課長補佐よりご説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 課長補佐。

○税務課課長補佐（福島好邦君） それでは、令和7年度町税等の課税方針についてをご説明いたします。

全員協議会資料を御覧ください。1、令和6年度の課税状況と今後の課税案についてですが、令和6年度の課税状況については、町県民税は通常課税となっております。固定資産税は、土地家屋については平成29年度解除区域は通常課税、令和5年度解除区域は地方税法2分の1、町条例2分の1の減免により課税免除、帰還困難区域は課税免除、償却資産は通常課税で、帰還困難区域のみ申請により減免となっております。

軽自動車税は、全区域で通常課税で、帰還困難区域のみ申請により減免となっております。

国民健康保険税、介護保険料は、平成29年度解除区域及び令和5年度解除区域は課税免除となっておりますが、上位所得世帯、被災者でない世帯、住民税未申告世帯、平成26年度までに解除された区域から転入した世帯は通常課税となり、帰還困難区域については課税免除となります。

次に、令和7年度の課税方針についてですが、資料の表の赤枠の部分を御覧ください。令和6年度と比較して変更した部分をご説明いたします。1点目は、固定資産税の土地家屋の令和5年度解除区域になります。令和7年度については、2分の1の課税となります。

2点目は、健康保険税、介護保険料の平成29年度、令和5年度解除区域になります。令和6年度は、平成26年度までに解除された区域から転入した世帯は通常課税でしたが、令和7年度は平成27年度までに解除された区域から転入した世帯は通常課税となります。

なお、1点目の固定資産税の取扱いについては、先に解除となった平成29年度解除区域と同様の取扱いになります。

次に、2、議会及び住民説明等についてです。議会へのご説明は今回の全員協議会でご説明し、町民へは秋の町政懇談会で説明し、また町の広報、ホームページ等で周知を予定しております。

財源についてですが、固定資産税の地方税法に基づく2分の1の減免分は震災復興特別交付税で補填、国民健康保険税、介護保険料の減収分については災害臨時特例補助金等で補填されます。

右側下段になりますが、参考情報としまして、令和5年度解除区域の現在の状況を記載しております。ご確認ください。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、令和7年度町税等の課税方針についてを終わります。

次に、その他に入ります。執行部から何かござりますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会といたします。

閉会 (午前11時40分)